

港湾施設の毀損事故について

平成 26 年度に発生した、船舶衝突による港湾施設の大規模な毀損事故 2 件について報告いたします。

記

1 太刀浦コンテナターミナル 7号クレーン毀損事故

(1) 発生日時、場所

平成 26 年 10 月 2 日 (木) 10:15 頃
太刀浦第 1 コンテナターミナル (門司区太刀浦海岸)

(2) 原因者

「WAN HAI (ワン ハイ) 161」号 13,264GT、全長 159.5m
コンテナ船、台湾船籍

(3) 事故の概要

接岸時、操船ミスにより船舶の右舷先端部が停止中の 7 号クレーンと接触し、附属する電動式ケーブルリールを大破させ、同クレーンを使用不能にした。

(4) 復旧の状況

事故の影響を最小限に抑えるため、本市が復旧工事を行うこととし、平成 26 年 10 月 27 日に工事に着手、11 月 6 日に完了させ、11 月 7 日に 7 号クレーンの稼動を再開した。

(5) 損害額と原因者との交渉状況

損害額としては、復旧工事費や事故対応経費として、約 5 千万円を見込んでいる。
平成 26 年 12 月 19 日に海事専門の法律事務所と委任契約を締結し、現在、弁護士による損害賠償の交渉を行っている。



太刀浦第 1 コンテナターミナル



大破したケーブルリール

2 響灘南1号岸壁 毀損事故

(1) 発生日時、場所

平成26年11月11日(火) 13:00頃

響灘南1号岸壁(若松区響町一丁目)

(2) 原因者

「HE HONG DA (ヘホンダ)」号 2,992GT、全長99.9m

一般貨物船、カンボジア船籍

(3) 事故の概要

接岸時、操船ミスにより船舶の船首が岸壁に衝突し、岸壁の上部コンクリートを破壊するとともに鋼矢板製の岸壁に亀裂を生じさせた。また、亀裂から土砂が流出し、エプロンが陥没(直径約20m)、同岸壁が使用不能となった。

(4) 復旧等の状況

事故後、陥没箇所周辺をバリケードで囲い、安全確保を図るとともに、原因者に復旧を命じている。

また、その後、エプロンの陥没箇所の拡大が見られないため、1月末、施設利用者への影響を最小限とすべく、利用制限範囲を岸壁全体(延長185m)から陥没箇所の周辺部分(延長約76m)に変更した。

(5) 原因者との交渉状況

平成26年12月19日に海事専門の法律事務所と委任契約を締結し、弁護士による交渉を開始し、現在、原因者が加入する保険会社と復旧へ向けた交渉を行っている。



響灘南1号岸壁



陥没したエプロン